

# 相談支援事業乙訓若竹苑 重要事項説明書

令和2年4月1日版

本重要事項説明書は、乙訓若竹苑が行う、相談支援事業の利用を希望される方に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づき、事業の概要や提供するサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを説明するものです。

## 1 設置・運営主体

- |               |                                 |
|---------------|---------------------------------|
| (1) 名 称       | 乙訓福祉施設事務組合                      |
| (2) 所 在 地     | 〒617-0813 京都府長岡京市井ノ内西ノ口17-8     |
| (3) 電 話 番 号   | 075-954-6507 (FAX 075-958-1639) |
| (4) 代 表 者 氏 名 | 管理者 安田 守 (向日市長)                 |
| (5) 設 立 年 月 日 | 昭和49年10月23日                     |

## 2 乙訓若竹苑の概要

- |                 |                                   |
|-----------------|-----------------------------------|
| (1) 所 在 地       | 京都府長岡京市井ノ内西ノ口17-8                 |
| (2) 電 話 番 号     | 075-954-6501 (FAX 075-954-6588)   |
| (3) メールアドレス     | otsufukuwakatakeen@lake.ocn.ne.jp |
| (4) H P ア ド レ ス | http://www.otsufuku.com           |
| (5) 管 理 責 任 者   | 施設長 中川 仁夫                         |
| (6) 開 設 年 月 日   | 昭和58年4月1日                         |
| 事業開始年月日         | 平成26年4月1日                         |
| (7) 事 業 の 種 類   | 指定特定相談支援事業（事業所番号：2633000597）      |
| (8) 事 業 の 目 的   |                                   |

障がい者ならびにそのご家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、安心して日常生活または社会生活を営むこと、ならびにご本人やそのご家族の地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。

### 3 運営方針

- (1) 乙訓若竹苑は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう配慮します。
- (2) 乙訓若竹苑は、利用者およびそのご家族の選択に基づき適切な保健、医療、福祉等のサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) 乙訓若竹苑は利用者に提供されるサービスが特定の種類または特定の事業者に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- (4) 乙訓若竹苑は市町村および多様な事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善および開発に努めるとともに、自らその提供する指定特定相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。
- (5) 乙訓若竹苑は、関係法令等を遵守し事業を実施します。

### 4 事業日および事業実施時間

事業日 月曜日から金曜日（国民の祝日、12月29日～1月3日までを除きます）

事業実施時間 午前8時30分から午後5時15分までとします。

### 5 職員体制

乙訓若竹苑は次の職員を配置しています。

- ・施設長 1名（兼務）
- ・事務職員 1名（兼務）
- ・相談支援専門員 2名以上（常勤・兼務）

\* 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の資格を持った職員を配置しています。

\* 医療的ケア児等コーディネーター養成研修、精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置しています。

### 6 事業内容

## (1) 基本相談支援

障がい者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。

## (2) サービス等利用計画の作成

障害福祉サービス等の支給決定等の申請に係るサービス等利用計画の原案を作成します。また支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画の作成を行います。

## (3) モニタリング

支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また見直しの結果に基づきサービス等利用計画を変更するとともに関係者との連絡調整または新たな支給決定に係る申請の勧奨を行います。

## 7 利用料

### (1) 相談支援利用料

計画相談支援給付費は全額公費負担です。サービス等利用計画作成にかかる利用者負担はありません。(無料です)

### (2) 交通費

利用者の希望により、通所サービス提供事業者等に同伴し、見学や説明を一緒に受けるなど事業の実施地域以外の地域の事業者等を訪問して計画相談支援サービスを提供した際には、その実費をいただく場合があります。

- ・ 公共交通機関を利用した場合 ・ 公共交通機関の定める運賃
- ・ 事業所の自動車を使用した場合 ・ 移動距離 (km) × 20 円

## 8 通常の事業の実施地域

向日市、長岡京市、大山崎町の全域

## 9 対象者

身体障がい者

知的障がい者

精神障がい者

## 10 指定計画相談支援の提供について

### (1) サービス等利用計画の作成までの流れ

利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者またはご家族によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めてそのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。



利用者およびその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境および日常生活全般の状況等を確認し利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。



把握した課題等に対応するために最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標およびその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画の原案を作成し、利用者のご家族に交付します。



支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。



担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画の原案の内容について利用者またはそのご家族に対して説明し、文書により利用者またはそのご家族の同意を得た上でサービス等利用計画を完成し利用者ならびに福祉サービス等の担当者に交付します。

## (2) 計画の実施状況の把握及び計画の変更等

利用者およびそのご家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画の実施状況を把握し必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者またはご家族に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。

### 1.1 サービス提供の記録

本事業所では提供したサービスについて記録を作成しサービス提供日から5年間保管するとともに利用者またはその代理人の請求に応じて閲覧または複写物等を交付します。

### 1.2 虐待防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関すること
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

### 1.3 苦情解決体制について

#### 【本事業所の苦情窓口】

- ・ 苦情解決責任者 中川 仁夫 (施設長)
- ・ 苦情受付担当者 上田 佳子 (施設長補佐)
- ・ 苦情受付時間 毎週月曜日から金曜日の午前9時～午後5時
- ・ 電話番号 075-954-6501

- ・ F A X 番号 075-954-6588
- ・ メールアドレス otsufukuwakataken@lake.ocn.ne.jp

※ご意見箱を事業所の入り口に設置しています。

【第三者委員】

- ・ 職 氏 名 弁護士 舟木 浩
- ・ 電 話 番 号 075-241-2244 (つくし法律事務所)

\*本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関または京都府社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

【京都府社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会】

- ・ 所 在 地 〒604-0874  
京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375  
京都府総合社会福祉会館(ハートピア京都)5階
- ・ 電 話 番 号 075-252-2152
- ・ F A X 番 号 075-212-2450
- ・ 受 付 時 間 午前8時45分から午後5時まで

【向日市障がい者支援課】

- ・ 所 在 地 〒604-0874 向日市寺戸町中野20
- ・ 電 話 番 号 075-931-1111 (代)

【長岡京市障がい福祉課】

- ・ 所 在 地 〒617-8501 長岡京市開田一丁目1-1
- ・ 電 話 番 号 075-951-2121 (代)

【大山崎町福祉課】

- ・ 所 在 地 〒618-8501 乙訓郡大山崎町円明寺夏目3
- ・ 電 話 番 号 075-956-2101 (代)

おとくにわかたけえん そうだんしえんじぎょう ていきょう かいし さい じゅうようじこうせつめいしょ もと  
乙訓若竹苑は、相談支援事業のサービスの提供の開始に際し、「重要事項説明書」基  
づき、重要事項の説明を行いました。

おとくにわかたけえん そうだんしえんせんもんいん  
乙訓若竹苑 相談支援専門員

し めい  
氏 名

㊞

わたし じゅうき もの じゅうようじこう せつめい う おとくにわかたけえん そうだんしえんじぎょう  
私は、上記の者から重要事項の説明を受け、乙訓若竹苑での相談支援事業のサービス  
利用に同意します。

りようしゃ  
<利用者>

じゅう しょ  
住 所

し めい  
氏 名

㊞

だいにん または たちあいにんとう つづきがら  
<代理人または立会人等> (続柄 )

じゅう しょ  
住 所

し めい  
氏 名

㊞

ねん がつ にち  
年 月 日